

審 議 資 料

広島県収受	
第	号
-7.2.25	
元月	日
昭和	年

審議資料 1

令和7年2月25日

広島県知事 様

広島県公衆浴場業生活衛生同業組合
理事長 下井田 繁 喜



料金改定申請書

入浴料金改定申請額を次のとおり申請します。

区 分	現 行	申請額	備 考
大人	480 円	500 円	12歳以上の者
中人	200 円	200 円	6歳以上 12歳未満の者
小人	100 円	100 円	6歳未満の者

(改定申請の理由)

現行料金は、令和4年11月1日から指定していただいたものでありますが、その後も経済情勢は依然不況、入浴利用者は年々減少の一途をたどっております。

加えて令和4年1月から現在まで原油高騰により燃料費・電気料等が急上昇、又、設備の老朽化によりその修繕費も増加し、浴場経営は益々悪化しており後継者不足となっております。

このため、浴場の廃業者も年々増加しておりますので入浴料金の最低限值上げ申請をせざるを得ず、料金の改定をお願いするものであります。

一般公衆浴場の経営に関する調査について

県では、一般公衆浴場の経営実態を把握するために、次の調査を行っている。

1 公衆浴場経営状況調査(自計調査)

毎年、県内の全ての一般公衆浴場を対象として、営業日数、入浴料金収入、人件費、用水費、燃料費等について、アンケートにより実施している。

2 公衆浴場経営実態調査(実態調査)

自計調査で把握した、1日あたり平均入浴者数、使用燃料、使用水、地域性等を考慮して隔年で中小企業診断士に委託して行っており、令和5年度にあっては9施設を選定して実施している。調査内容は、経営形態（法人・個人経営の別、土地・建物の所有状況、専業・兼業の別等）の確認、経理帳簿からの損益計算書の作成や資本報酬、建物再調達価額の確認等、経営状況を詳細に把握するもので、料金改定の基礎資料としている。

自計調査

対象:県内の全ての公衆浴場 42 施設
 ※ 現在稼働中の 32 施設に実施
 目的:基礎的な経営状況の把握
 内容:入浴料金収入、入浴者数/日、
 支出経費(人件費、用水費、燃料費)等
 調査方法:郵送によるアンケート方式

抽出

実態調査

対象:9施設を選定 ※
 目的:経営状況の詳細を把握し、入浴料金
 改定の基礎資料とすること
 内容:経営形態、損益計算書、資本報酬、建
 物再調達価額等
 調査方法:中小企業診断士の対面聴取

※ 自計調査と実態調査について

- 実態調査については、昭和 38 年厚生省厚生事務次官通知に基づき、公衆浴場入浴料金最高統制額を改定する場合は、経営の実態調査を行うこととされていることから、広島県では2年に1回、地域性等を考慮し一部の浴場を選択し調査を実施している。
- 自計調査は、基礎的な経営状況を把握するため、毎年県内の全ての公衆浴場を対象としてアンケート調査を実施しているが、調査内容を一部に限って実施している。
 結果として、実態調査を補完する調査となっている。

一般公衆浴場経営実態調査結果に基づく入浴料金原価計算（9か所施設平均値）

総括表 9 施設平均

科目	令和元年度実施 (平成30年自計調査)	令和2年度実施 (令和元年自計調査)	令和3年度実施 (令和2年実績調査)	令和4年度実施 (令和3年自計調査)	令和5年度実施 (令和4年実績調査)	令和6年度実施 (令和5年自計調査)
	450円 (H元. 9. 1～)					
	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率
収 入						
1 入浴料金収入	13,854,380	0.99	13,229,018	0.99	13,865,766	1.01
2 営業外収入	1,192,801	0.94	1,057,594	1.13	1,415,212	3.52
合 計 (A)	15,047,181	0.98	14,286,612	1.00	15,280,978	1.34
	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率
支 出						
3 人件費	3,930,042	0.33	4,218,878	0.34	4,280,995	0.32
4 用水費	886,830	0.08	633,226	0.08	666,520	0.06
5 燃料費	2,130,909	0.17	1,882,644	0.17	1,637,128	0.13
6 光熱費	2,048,002	0.11	1,944,141	0.11	2,296,188	0.11
7 消耗品費	658,458	0.04	621,612	0.04	639,055	0.05
8 修繕費	818,001	0.07	715,325	0.07	802,029	0.06
9 賃借料	876,537	0.04	959,200	0.04	741,452	0.02
10 備品費	26,246	0.00	26,347	0.00	283,117	0.02
11 保険料	335,348	0.03	337,596	0.03	398,739	0.03
12 公租公課	641,347	0.04	581,629	0.04	596,627	0.05
13 減価償却費	1,875,735	0.12	1,761,641	0.12	2,210,349	0.12
14 支払利息	548,664	0.03	499,126	0.03	593,336	0.03
15 会費・交際費	98,357	0.01	75,773	0.01	104,287	0.02
16 その他諸経費	1,446,341	0.23	1,319,053	0.21	1,381,069	0.23
合 計 (B)	16,320,818	1.31	15,576,192	1.28	16,630,890	1.25
収支差引 (A) - (B)	▲ 1,273,637	▲ 0.08	▲ 1,289,580	▲ 0.09	▲ 1,349,912	▲ 0.09
その他						
17 資本報酬			139,641		139,641	
18 建物再調達費			269,782		269,782	
過 不 足 額			▲ 2,279,696		▲ 1,316,560	

利用人数 (大人) 107
 利用人数 (中人) 92
 利用人数 (小人) 88

100

105

88

112

92

107

107

107

※この資料は過半の状況を確認する資料です

附録資料 2 別紙 1

※ 「17資本報酬及び18建物再調達費」は令和5年度調査時に不明な点があることから令和3年度実績を参考とした。

【審査資料 2 別紙 1 の内訳】：令和 6 年度実施「令和 5 年自計調査」による推計

事業者		A	B	C	D	E	F	G	H	I	平均
科目											
収入	1 入浴料金収入	8,500,000	4,126,539	30,110,000	4,545,420	14,979,140	26,347,000	9,540,000	17,804,141	13,601,905	14,394,905
	2 営業外収入	200,000	333,230	2,200,000	235,520	1,592,090	1,276,000	276,000	2,719,927	5,105,734	1,548,722
	合 計 (A)	8,700,000	4,459,769	32,310,000	4,780,940	16,571,230	27,623,000	9,816,000	20,524,068	18,707,639	15,943,627
支出	3 人件費	2,400,000	4,019,500	9,800,000	1,200,000	1,200,000	9,312,000	3,600,000	4,777,800	4,791,406	4,566,745
	4 用水費	600,000	419,284	1,020,000	460,581	850,673	622,000	900,000	815,223	270,337	662,011
	5 燃料費	1,452,000	1,401,400	3,220,000	1,996,092	1,198,190	638,000	3,240,000	3,528,044	3,858,375	2,281,345
	6 光熱費	1,400,706	751,651	4,514,613	1,008,520	1,819,269	2,889,381	1,685,130	4,266,330	2,484,229	2,313,314
	7 消耗品費	93,726	45,455	2,449,254	166,617	335,663	1,343,177	459,171	635,118	737,015	696,133
	8 修繕費	465,659	224,311	822,032	232,453	466,401	567,890	443,875	1,352,122	2,327,394	766,904
	9 賃借料	1,373,515	700,187	2,740,636	398,583	2,499,581	337,257	307,020	2,189	0	928,774
	10 備品費	0	0	0	0	297,735	75,604	156,011	536,615	0	118,441
	11 保険料	105,340	41,471	892,276	366,111	779,208	899,282	117,270	141,822	108,474	383,473
	12 公租公課	59,622	32,198	508,142	146,767	828,060	1,547,977	86,516	1,493,357	1,251,714	661,595
	13 減価償却費	309,013	141,411	3,743,192	1,126,439	1,023,684	7,446,657	391,575	2,889,220	1,620,144	2,076,815
	14 支払利息	1,276	502	920,770	433,230	530,762	1,529,648	909,697	0	426,499	528,043
	15 会費・交際費	22,948	9,034	80,502	86,643	154,605	104,313	44,593	86,320	188,801	86,418
	16 その他諸経費	401,042	167,271	3,444,354	494,908	1,185,938	2,541,244	842,970	1,034,253	2,486,419	1,399,822
	合 計 (B)	8,684,846	7,953,676	34,155,771	8,116,945	13,169,768	29,854,429	13,183,828	21,558,415	20,550,808	17,469,832
収支差引(A)-(B)		15,154	▲ 3,493,907	▲ 1,845,771	▲ 3,336,005	3,401,462	▲ 2,231,429	▲ 3,367,828	▲ 1,034,347	▲ 1,843,169	▲ 1,526,205
17	資本報酬										139,641
18	建物再調達費										269,782
過不足額		15,154	▲ 3,493,907	▲ 1,845,771	▲ 3,336,005	3,401,462	▲ 2,231,429	▲ 3,367,828	▲ 1,034,347	▲ 1,843,169	▲ 1,935,628

※：過去の実績からの推計

※ 17 資本報酬、18 建物再調達費については、調査結果に不明な点があるため前回金額を計上

※この資料は現状を踏まえ今後の状況を検討するための資料です

審議資料2 別紙3

改定上限額（大人入浴料金）の算定根拠（検討）

R7.6.30検討

科目		令和6年度実施 (令和5年自計調査)	令和6年推計	備考
		金額	金額	
収 入	1 入浴料金収入	14,394,905	14,394,905	入浴料に変更なし
	2 営業外収入	1,548,722	1,548,722	前年並み
	合 計 (A)	15,943,627	15,943,627	
支 出	3 人件費	4,566,745	4,566,745	前年並み
	4 用水費	662,011	669,955	広島市消費者物価指数1.2%増
	5 燃料費	2,281,345	2,338,379	A重油（共同購入2.5%増）
	6 光熱費	2,313,314	2,341,074	広島市消費者物価指数1.2%増
	7 消耗品費	696,133	729,547	広島市消費者物価指数4.8%増
	8 修繕費	766,904	793,746	広島市消費者物価指数3.5%増
	9 賃借料	928,774	932,489	広島市消費者物価指数0.4%増
	10 備品費	118,441	118,441	前年並み
	11 保険料	383,473	383,473	前年並み
	12 公租公課	661,595	661,595	前年並み
	13 減価償却費	2,076,815	2,076,815	前年並み
	14 支払利息	528,043	528,043	前年並み
	15 会費・交際費	86,418	86,418	前年並み
	16 その他諸経費	1,399,822	1,405,421	広島市消費者物価指数0.4%増
	合 計 (B)	17,469,832	17,632,141	
収支差引(A) - (B)		▲ 1,526,205	▲ 1,688,514	
17	資本報酬	139,641	139,641	前年並み
18	建物再調達費	269,782	269,782	前年並み
過不足額		▲ 1,935,628	▲ 2,097,937	

(参考1) 令和6年度実施(令和5年自計調査)の数値について

・広島県では、2年に1回の実態調査(収入・支出1～16の現地調査)と自計調査(収入・支出1～5のアンケート調査)を実施。

・令和5年度の6～16の支出額は過去の実態調査から推計した額で算出

(参考2) 令和6年推計について

・令和6年度実施(令和5年自計調査)の数値を基に、備考の要因を考慮し算出

※ 広島県の公衆浴場料金の推移

H27.9.1	大人430円	中人150円	小人 70円
R元.9.1	大人450円	中人200円	小人 100円
R4.11.1	大人480円	中人200円	小人 100円

令和6年推計の入浴料金原価の算定について

令和5年度公衆浴場経営実態調査（以下「実態調査」という。）で得られた令和4年1月1日～同年12月31日の収支状況を基礎とし、令和6年度実施の令和5年自計調査（以下「令和5年自計調査」という。）で得られた科目を実績値として令和5年1月1日～同年12月31日の収入支出状況を試算し、次のとおり入浴料金原価を算定した。なお、適正な原価を算定するため、科目ごとにかかっている費用が平均から大きく乖離している施設は除いている。

1 収入

入浴料金に変更がなかったため、令和5年自計調査どおりとした。

2 人件費

県内の賃金・労働時間及び雇用状況を把握するための調査「産業別賃金指数」を基にその年の賃上げ率を用いて賃金増加の推計を検討したが、令和5年度及び令和6年度の値が、令和2年度の実績を100とした場合、67～160の間を毎月変化していること。個人企業経済調査を確認したが、浴場業の個人事業者及び家族に関する給与データに調査数値がなかったため、前年度の額をそのまま用いることとした。

3 用水費

広島市の消費者物価指数（総務省統計局「小売物価統計調査」）の「光熱・水道」の項目を参考として、令和5年から令和6年に上昇した平均ポイントが増加したものとして推計した。

4 燃料費

令和5年自計調査で見ると、有効回答9施設中8施設（89%）が重油を使用しており、公衆浴場の経費において燃料費は大きなウェイトを占める。

重油価格は、世界政治情勢や為替相場の影響を受けて変動し、ここ数年大きく変動している。

組合では、重油の共同仕入れをするなど、低価で購入するための努力をされているが、この傾向は、資源エネルギー庁「石油商品価格調査」等でも同様である。

このことから、組合の重油購入価格の推移により、令和5年に対する伸び率を算出した。

⇒ 2.5%の増

5 光熱費、消耗品費、修繕費、賃借料、及びその他諸経費

広島市の消費者物価指数（総務省統計局「小売物価統計調査」）の令和5年平均値に対する令和6年（直近1年）の平均値の伸び率を用いた。

⇒ 光 熱 費：1.2%の増

消 耗 品 費：4.8%の増

修 繕 費：3.5%の増

賃借料（家賃）：0.4%の増

そ の 他 諸 経 費：0.4%の増

6 備品費、保険料、公租公課、減価償却費、支払利息、会費・交際費及び資本報酬及び建物再調達費

令和5年自計調査どおりとした。

【参考】

○ 資本報酬

公衆浴場の事業に投じている資本から、本来得られるべき果実分。昭和48年、厚生労働省（当時厚生省）が自己資本合計の10%を計上するよう通知している。（株主配当と同様の性格のもの）

○ 建物再調達費

公衆浴場の建物に係る固定資産を、再度調達するために要する費用。建物及びその従物（機械や設備等）の残存価額の5%を計上するよう、昭和48年、厚生労働省（当時厚生省）が通知している。（引当金と同様の性格のもの）

広島市消費者物価指数（総務省統計局『小売物価統計調査』）

2020年=100

【科目：4用水費、6光熱費】

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
光熱・水道	令和5年指数	127.1	112.6	110.7	111.3	106.3	109.5	106.9	104.1	101.3	106.0	105.0	104.3	108.76
	令和6年指数	105.1	104.4	105.6	104.5	109.3	112.6	116.1	115.8	107.3	107.3	110.8	115.5	109.53
	前年同月比	▲ 17.3	▲ 7.2	▲ 4.6	▲ 6.1	2.8	2.9	8.6	11.2	5.9	1.4	5.5	10.8	1.2

【科目：7消耗品費】

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
家庭用消耗品	令和5年指数	104.4	109.3	112.1	113.4	113.2	112.8	116.5	116.4	115.4	117.2	118.6	118.6	114.0
	令和6年指数	118.8	117.3	117.6	117.0	118.6	117.8	117.8	119.9	121.0	121.8	122.9	122.4	119.4
	前年同月比	13.9	7.3	4.9	3.2	4.8	4.4	1.1	3.1	4.9	3.9	3.6	3.3	4.8

【科目：8修繕費】

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
修繕費	令和5年指数	108.8	109.4	109.3	109.2	109.6	109.7	109.8	110.5	110.5	112.3	113.5	113.5	110.51
	令和6年指数	113.7	113.7	114.0	113.8	113.8	114.4	114.4	115.7	116.0	113.5	114.4	116.6	114.50
	前年同月比	4.5	3.9	4.3	4.2	3.8	4.3	4.2	4.7	3.4	1.0	0.8	2.7	3.5

【科目：9賃借料】

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
住居 (家賃を含む)	令和5年指数	103.3	103.4	103.3	103.3	103.1	103.1	103.4	103.1	103.3	103.3	103.5	103.4	103.29
	令和6年指数	103.4	103.3	103.3	103.4	103.5	103.9	103.9	104.0	104.1	103.7	104.0	104.3	103.73
	前年同月比	0.1	0.0	0.0	0.1	0.3	0.7	0.5	0.9	0.7	0.4	0.5	0.9	0.4

【科目：16その他諸経費】

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
諸雑費	令和5年指数	101.4	101.4	101.4	102.0	102.1	102.1	102.1	102.1	102.1	102.1	102.1	102.1	101.9
	令和6年指数	102.1	102.1	102.1	102.2	102.2	102.2	102.2	102.2	102.2	102.8	102.8	102.8	102.3
	前年同月比	0.7	0.7	0.7	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.6	0.6	0.6	0.4

※ 指数や同月比は、公表数値。小数点以下の計算により同月比に違いがあるものと思われる。

1 国の販売状況

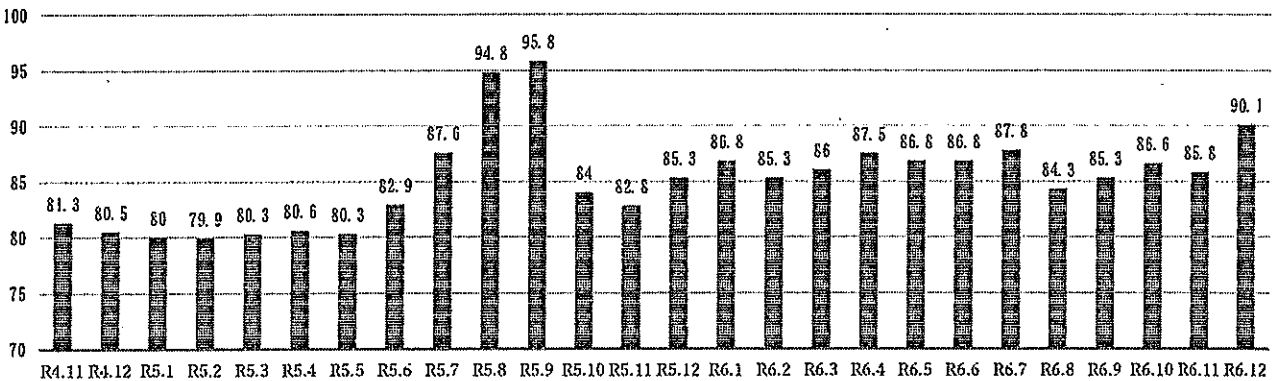
A 重油価格推移（小型ローリー）

単位：円／L

月	局	全国平均	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州及び沖縄
2024.1		103.1	103.5	103.0	101.1	100.8	103.6	106.1	101.7	105.7
2		103.1	104.2	103.4	100.7	100.3	103.5	106.0	102.1	105.8
3		103.2	104.2	103.5	101.0	100.8	103.4	105.7	102.8	105.7
4		103.8	104.7	104.0	101.9	101.0	103.7	106.8	103.3	106.2
5		103.9	105.1	104.1	101.5	101.1	103.7	106.9	103.4	106.6
6		104.3	105.3	104.7	102.2	101.4	103.7	107.8	104.2	106.7
7		104.0	105.1	104.2	101.6	100.8	103.5	108.2	103.6	106.9
8		103.0	104.0	103.0	100.3	100.2	102.1	107.4	102.9	106.0
9		103.4	103.9	103.3	100.9	100.7	103.1	107.6	103.5	106.3
10		103.5	104.5	103.7	101.0	100.4	103.1	107.5	103.5	106.2
11		103.9	105.1	104.2	101.2	100.5	103.5	108.2	103.4	106.5
12		106.5	107.2	107.1	104.1	103.5	105.7	110.4	106.7	109.0
2025.1		110.1	111.1	111.1	107.7	107.0	109.3	113.8	111.4	112.3

2 共同購入による価格状況

重油購入価格推移（1ℓ当たり：円）



重油購入価格推移														1リットル当たりの金額（円）													
		1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		平均	
		上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬		
平成31年	A 社	66.0	66.0	68.0	68.0	68.0	69.0	70.0	72.0	76.0	75.0	73.0	67.0	67.0	66.0	66.0	64.0	64.0	64.0	68.0	65.0	65.0	65.0	67.0	65.0		
	B 社	64.0	64.0	66.0	67.0	70.0	70.0	70.0	72.0	75.0	75.0	72.0	67.0	67.0	68.0	68.0	66.0	65.0	65.0	67.0	64.0	64.0	65.0	65.0	66.0		
	平均	65.0		67.3		69.3		71.0		75.3		69.8		67.0		66.0		64.5		66.0		64.8		65.8			67.6
令和2年	A 社	71	71	71	65	65	60	55	43	43	43	41	47	49	50	54	54	54	54	51	52	52	52	54	55		
	B 社	68	70	69	63	63	59	47	45	41	41	45	48	48	49	53	53	54	52	52	52	52	53	54	55		
	平均	70.0		66.9		61.6		47.5		42.0		45.3		49.0		53.5		53.5		51.8		52.3		54.5			54.0
令和3年	A 社	57	60	61	64	65	68	68	68	68	72	71	74	75	75	75	73	73	76	77	82	86	86	86	80		
	B 社	56	58	58	61	64	68	68	68	69	70	70	73	75	75	73	73	71	73	75	80	83	83	83	79		
	平均	57.8		61.0		66.3		68.0		69.6		72.0		75.0		73.5		73.3		78.5		84.5		82.0			71.8
令和4年	A 社	79	84	87	88	90	91	89	87	87	85	82	88	80	83	80	81	80	81	81	83	82	82	82	82		
	B 社	78	86	85	87	91	91	88	86	84	84	82	88	85	83	83	82	84	80	80	82	82	80	80	79		
	平均	81.8		86.8		90.8		87.5		85.0		85.0		82.8		81.5		81.3		81.5		81.3		80.5			83.8
令和5年	A 社	81	80	81	81	80	81	80	81	80	80	82	84	86	88	91	97	99	90	87	80	83	83	85	86		
	B 社	80	80	79	79	80	80	81	81	81	81	82	84	88	89	93	98	104	90	87	82	82	83	85	85		
	平均	80.0		79.9		80.3		80.6		80.3		82.9		87.6		94.8		95.8		84.0		82.8		85.3			84.5
令和6年	A 社	88	88	86	86	86	86	89	88	87	88	88	88	89	88	83	84	84	86	87	87	86	87	89	93		
	B 社	86	85	84	85	86	86	87	87	86	86	86	86	88	86	85	85	85	87	87	86	85	85	88	92		
	平均	86.8		85.3		86.0		87.5		86.8		86.8		87.8		84.3		85.3		86.6		85.8		90.1			86.6

前回の改正以降

※ 令和5年度の重油購入価格の平均値に比べ、令和6年度においては、2.5%の増加額だった

諮問料金の算定について

1 入浴料金原価の算定について

令和5年度公衆浴場経営実態調査で得られた、令和4年1月1日～同年12月31日値（収支状況）を基礎とし、令和6年公衆浴場自計調査から令和5年1月～同年12月31日の収支状況を推計した値（収支状況）に対して、重油価格の変動、物価の上昇等を変動要因として勘案し、令和6年の入浴料金原価となる値（収支状況）の試算をした。

2 所要改定率による諮問料金の算定について

令和6年推計値における、不足額2,097,937円を入浴料金収入で補うこととし、入浴料金収入額14,394,905円で除して収支を均衡するための所要改定率は、14.5%増であった。（「審議資料2 別紙3」参照）。

（1）不足額からみる入浴料金改定額の試算

現行の入浴者区分の入浴料金に所要改定率（14.5%）を乗じると次のとおりとなる。

大人	480 円	×	1.145	=	550 円
中人	200 円	×	1.145	=	229 円
小人	100 円	×	1.145	=	115 円

（2）1日あたりの利用者割合からみる入浴料金改定額の試算

令和6年調査（令和5年度自計調査）の組合加入者の1日平均入浴者数は100人であり、入浴区分別では大人95.1人、中人3.1人、小人1.8人となる。

この人数割合により、1日あたりの入浴料金収入を、A 現行料金、所要改定率に基づき試算した料金B、申請料金Cの各別にみると下表のとおりとなる。

AとBの差額6,774円であり、Cの申請料金の場合は差額4,872円で不足額の約28%をカバーした値となり、不足額全額を満たす額には及ばない。

入浴者区分	A 現行料金	B 所要改定率に基づき 試算した料金	C 申請料金
大人	480 円×95.1 人＝ 45,648 円	550 円×95.1 人＝ 52,305 円	500 円×95.1 人＝ 47,550 円
中人	200 円×3.1 人＝620 円	229 円×3.1 人＝710 円	200 円×3.1 人＝620 円
小人	100 円×1.8 人＝180 円	115 円×1.8 人＝207 円	100 円×1.8 人＝180 円
計	46,448 円	53,222 円	48,350 円

※1日の入浴者数の入浴区分別構成割合（平成5年度自計調査）/平均1日100人

大人 95.1%、中人 3.1%、小人 1.8%

3 諮問料金の検討

これまでの入浴料金の諮問については、公衆浴場入浴者の9割超は大人であることを踏まえ、大人・中人・小人の額のバランス等を考慮し、大人料金のみを改定し、中人、小人の入浴料金は据え置きとすることが適当であるとし、また、試算の10円未満を切り捨て、前回の料金改定では大人480円としている。

2の所用改定率による諮問料金の算定からすると、検討①を諮問することが適当であると考え、公衆浴場の経営の安定と住民の公衆浴場の利用機会の確保のために適正な入浴料金として広島県公衆浴場業生活衛生同業組合から要望のあった額（検討②）を、利用者の急激な負担増や他県の状況を踏まえ組合の理事会で決定したものとして尊重し、諮問料金とした。

（検討①）

区分	諮問料金（円）	現行額（円）	備 考
大人	550	480	改定
中人	200	200	据え置き
小人	100	100	据え置き

（検討②）

区分	諮問料金（円）	現行額（円）	備 考
大人	500	480	改定
中人	200	200	据え置き
小人	100	100	据え置き

参 考 資 料

広島県生活衛生適正化審議会及び一般公衆浴場入浴料金の改定について

1 広島県生活衛生適正化審議会

(1) 目 的

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する重要事項を審議する。

(2) 組 織

ア 委 員 数 14 名

イ 構 成 員

(ア) 学識経験のある者

(イ) 生活衛生関係営業者の意見を代表する者

(ロ) 利用者又は消費者の意見を代表する者

(3) 審議内容

ア 適正化規程の認可に関する処分

イ 適正化規程の変更命令又は取消処分

ウ 事業活動の改善の勧告

エ 一般公衆浴場の入浴料金

2 一般公衆浴場入浴料金の指定について

(1) 一般公衆浴場の入浴料金は、物価統制令により知事がその上限を指定する。

(2) 知事はこの指定を行う前に、広島県生活衛生適正化審議会へ諮問し、審議会からの答申を受けて料金の上限額を指定する。

(3) 入浴料金の区分

入浴料金は、年齢により次のとおり区分されている。

大人 12 歳以上

中人 6 歳以上 12 歳未満

小人 6 歳未満

(4) 指定の効果等

広島県内の全ての一般公衆浴場の入浴料金について適用される。

公衆浴場は「一般公衆浴場」と「その他の公衆浴場」に区分され、一般公衆浴場とは、利用の目的及び形態が、地域住民の日常生活において、保健衛生上必要な施設として利用されるものであ、いわゆる「銭湯」である。

広島県の一般公衆浴場入浴料金の推移

(単位:円)

区別 施行日	大人 (12歳以上)		中人 (6歳～11歳)		中人 率 (※)	小人 (6歳未満)		小人 率 (※)	洗髪料 (12歳以上)
	A地区	B地区	A地区	B地区		A地区	B地区		
S 41. 8. 1	27	25	17	15	0.63	10	10	0.37	全域
43. 8. 20	32	30	17	15	0.53	10	10	0.31	(5)
46. 1. 10	36	34	20	18	0.56	10	10	0.28	(5)
47. 7. 1	40	38	20	18	0.50	10	10	0.25	(5)
48. 1. 1	48	46	20	18	0.42	10	10	0.21	(5)
48. 12. 1	50	50	20	18	0.40	10	10	0.20	(5)
49. 1. 16	65		30		0.46	15		0.23	(10)
49. 6. 15	80		40		0.50	20		0.25	(10)
50. 6. 20	95		50		0.53	30		0.32	20
51. 5. 11	115		50		0.43	30		0.26	25
52. 6. 1	135		60		0.44	40		0.30	30
53. 7. 15	145		60		0.41	40		0.28	30
54. 7. 20	150		70		0.47	40		0.27	40
55. 2. 1	170		70		0.41	40		0.24	40
55. 8. 23	180		80		0.44	50		0.28	40
56. 8. 5	190		90		0.47	50		0.26	40
57. 8. 1	200		100		0.50	50		0.25	40
59. 3. 1	210		100		0.48	50		0.24	40
61. 3. 1	220		100		0.45	50		0.23	40
63. 3. 1	230		100		0.43	50		0.22	40
H 元. 6. 20	240		100		0.42	50		0.21	40
3. 11. 1	270		100		0.37	50		0.19	30
6. 2. 1	300		120		0.40	60		0.20	—
8. 3. 3	330		150		0.45	70		0.21	—
11. 12. 1	350		150		0.43	70		0.20	—
17. 12. 5	370		150		0.41	70		0.19	—
20. 1. 1	400		150		0.38	70		0.18	—
27. 9. 1	430		150		0.35	70		0.16	—
R元. 10. 1	450		200		0.44	100		0.22	—
4. 1 1. 1	480		200		0.42	100		0.21	—

※大人料金を1とした時の、中人和小人料金の比率(地区はA地区)

注1 A地区は広島市、呉市、福山市、三原市、尾道市などの都市部

B地区はA地区以外の地域

2 洗髪料のうち、()内は女性のみの金額

全国の一般公衆浴場入浴料金統制額一覧

No	都道府県名	一般公衆浴場数	入浴料金の推移(円)							直近改正
			R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
1	北海道	200	440		450			500	500	令和6年10月1日
2	青森県	約300	450				480		480	令和5年4月10日
3	岩手県	11	430	480					480	令和2年4月1日
4	宮城県	6	440			480			480	令和5年1月1日
5	秋田県	5	460						460	平成31年1月1日
6	山形県	0	300						300	平成7年4月1日
7	福島県	9	450						450	平成30年4月1日
8	茨城県	1	350						350	平成10年3月1日
9	栃木県	8	420			460			460	令和5年2月15日
10	群馬県	13	400				450		450	令和5年8月1日
11	埼玉県	30	430		450			500	500	令和6年4月1日
12	千葉県	33	430		450		500		500	令和5年12月1日
13	東京都	431	460		480		520	550	550	令和6年8月1日
14	神奈川県	112	470		490		530	550	550	令和7年3月1日
15	新潟県	24	420	440		480			480	令和5年1月1日
16	富山県	67	420		440		470	500	500	令和7年3月1日
17	石川県	61	440		460		490		500	令和7年5月1日
18	福井県	13	430		450		490		490	令和6年1月1日
19	山梨県	22	430					470	470	令和7年3月10日
20	長野県	31	400					500	500	令和6年4月1日
21	岐阜県	17	420		460		500		500	令和5年4月1日
22	静岡県	9	400		450		490		490	令和5年10月1日
23	愛知県	57	440			460	500		530	令和7年4月1日
24	三重県	11	400		440		470		470	令和5年4月1日
25	滋賀県	14	430		450		490		490	令和5年5月1日
26	京都府	120	430		450			510	510	令和6年10月1日
27	大阪府	381	440		490		520		600	令和7年4月1日
28	兵庫県	143	430	450		490			490	令和5年2月1日
29	奈良県	10	420		440		480		480	令和5年10月1日
30	和歌山県	26	420		440			490	490	令和6年4月1日
31	鳥取県	27	400		450				550	令和7年5月1日
32	島根県	1	350				430		430	令和5年5月1日
33	岡山県	11	420	430		450			450	令和4年12月1日
34	広島県	42	450			480			480	令和4年11月1日
35	山口県	16	420			450		480	480	令和7年3月1日
36	徳島県	23	400			450			450	令和5年1月1日
37	香川県	15	400				450		450	令和5年10月1日
38	愛媛県	19	400				450		450	令和5年4月1日
39	高知県	7	400				450		450	令和5年10月1日
40	福岡県	21	440		450		480		550	令和7年4月1日
41	佐賀県	1	280				450		450	令和6年3月1日
42	長崎県	12	350				400		400	令和5年4月1日
43	熊本県	48	400			450			450	令和4年11月1日
44	大分県	118	380			430			430	令和4年12月27日
45	宮崎県	9	350						350	平成20年2月1日
46	鹿児島県	245	390		420		460		460	令和5年12月25日
47	沖縄県	1	370					450	450	令和7年3月31日

R 6 年度末における料金分布

※

改正年度

以上	未満	自治体
600	650	1
550	600	4
500	550	9
450	500	27
400	450	3
350	400	2
300	350	1
合計		47

全国的一般公衆浴場入浴料金分布表（大人料金）

R7. 6. 1 現在

600 円	大阪
550 円	東京、神奈川、鳥取、福岡
530 円	愛知
510 円	京都
500 円	北海道、埼玉、千葉、富山、石川、長野、岐阜
490 円	福井、静岡、滋賀、兵庫、和歌山
480 円	青森、岩手、宮城、新潟、奈良、 広島 、山口
470 円	山梨、三重
460 円	秋田、栃木、鹿児島
450 円	福島、群馬、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、熊本、沖縄
430 円	島根、大分、
400 円以下	山形、茨城、長崎、宮崎

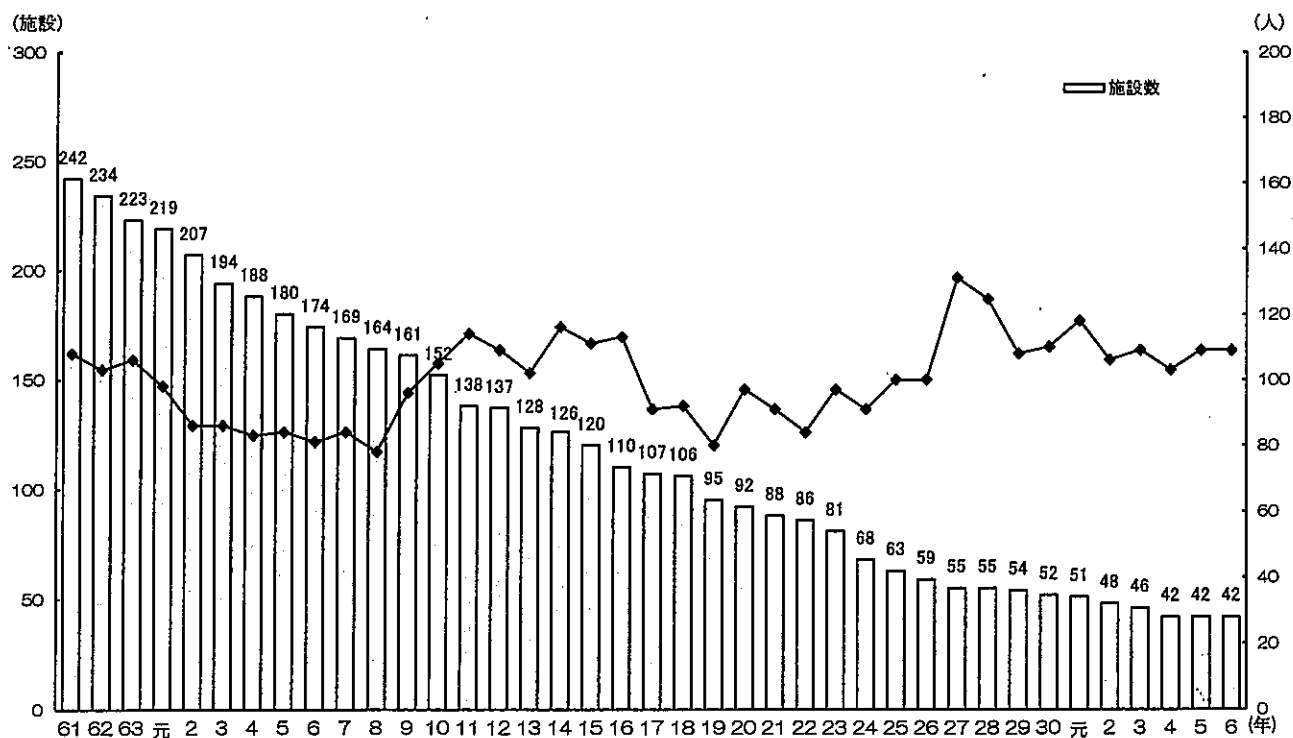
広島県の一般公衆浴場の施設数及び利用者数の推移

1 市町別一般公衆浴場数

(令和7年3月31日現在)(単位:施設)

総計	浴場数	6	浴場数
		42	33
県計	1	政令市計	33
		広島市	17
		呉市	10
		福山市	6
		事務移譲市町計	8
		竹原市	1
		尾道市	4
		府中市	2
		廿日市市	1
食品生活衛生課	坂町	1	

2 一般公衆浴場数及び利用者数の推移



年	昭和										令和									
	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施設数	242	234	223	219	207	194	188	180	174	169	164	161	152	138	137	128	126	120	110	107
平均入浴人員(人)	108	103	106	98	86	86	83	84	81	84	78	96	105	114	109	102	116	111	113	91

(注) 1 施設数は、平成8年度以前については年末現在、平成9年度以後は年度末現在の数値。

2 平均入浴人員は、公衆浴場経営状況調査(自計調査)による。

3 平均入浴人員は、1施設1日当たりの人数。

4 政令市(広島市、呉市、福山市)及び事務移譲市町を含む。

一般公衆浴場に対する広島県の助成制度

区 分	制 度 の 概 要	令和 7 年度 予算額	創設 年度
利子補給費 補助	㈱日本金融公庫設備資金利子補助（浴場へ直接補助） 補助率 支払利子の 1/3 相当額 期 間 返済が終了するまで（ただし、千円未満に達した時点で補助対象外） 限度額 100 万円以下（ただし、年間の 1 日当たり平均入浴人員が 350 人を超えた施設は補助対象外）	千円 451	S48
設 備 改 善 補 助	設備改善補助（市町への補助） 対象設備 給湯用ボイラー、ろ過機、温水器、煙突、配管設備、浴室タイル、空調設備、バーナー、熱交換器 補 助 率 市町村が補助した額の 1/2 県限度額 ボイラー 一般式（55 万円）、真空式（73 万円）、ろ過機（20 万円）、温水器（14 万円）、煙突 鉄筋コンクリート製（46 万円）、ステンレス製（15 万円）、鉄製（33 万円）配管設備（45 万円）、浴室タイル（26 万円）、空調設備（18 万円）、バーナー（20 万 3 千円）、熱交換器（24 万円）、 条 件 年間の 1 日当たり平均入浴人員が 350 人を超えた施設は補助対象外。	4, 093	S50
そ の 他	公衆浴場業生活衛生同業組合設備改善資金貸付け事業への原資補助（組合への補助） 貸付対象 組合員 対象設備 一般公衆浴場の改善、補修又は新設に必要な設備 貸付限度額 1 組合員当たり 200 万円 貸付利率 年 3 % 償還期間 50 ヲ月以内	原資 （交付済） 30, 000	S47

1 公衆浴場施設整備資金利子補給の状況

年度	施設数 (件数)	補助金額
令和6年度	4 (4)	342,264
令和5年度	3 (3)	248,831
令和4年度	4 (4)	421,299
令和3年度	4 (6)	457,767
令和2年度	4 (6)	493,751
令和元年度	4 (5)	525,703

(注) 政令市（広島市、呉市、福山市）及び事務移譲市町を含む。

2 公衆浴場設備改善補助金交付状況

年度	件数 (計)	補助金額 (円)	対象品目	(件)
令和6年度	10	3,261,241	配管設備	4
			空調設備	2
			給湯用ボイラー (一般式)	3
			浴室タイル	1
令和5年度	8	1,680,000	配管設備	1
			空調設備	2
			ろ過機	2
			熱交換器	1
			給湯用ボイラー (一般式)	1
			温水器	1
令和4年度	2	246,000	配管設備	1
			空調設備	1
令和3年度	1	41,250	空調設備	1
令和2年度	9	2,161,368	給湯用ボイラー (一般式)	4
			配管設備	1
			空調設備	4
令和元年度	9	2,383,080	給湯用ボイラー (一般式)	2
			給湯用ボイラー (真空式)	1
			配管設備	3
			空調設備	1
			熱交換器	1
			バーナー	1
平成30年度	14	4,301,057	給湯用ボイラー (一般式)	2
			給湯用ボイラー (真空式)	3
			煙突 (ステンレス)	1
			煙突 (鉄製)	1
			配管設備	1
			浴室タイル	1
			空調設備	3
			熱交換器	2
平成29年度	6	1,135,550	給湯用ボイラー (一般式)	1
			ろ過機	1
			配管設備	1
			浴室タイル	1
			空調設備	1
			バーナー	1

(注) 政令市（広島市、呉市、福山市）及び事務移譲市町を含む。

前回の一般公衆浴場経営実態調査結果に基づく入浴料金原価計算（令和4年度）

科目		令和4年 (推計値)	備考（下記＋消費税）
収 入	1 入 浴 料 ・ 金 収 入	14, 692, 365	令和3年度経営実態調査
	2 営 業 外 収 入	2, 426, 194	令和3年度経営実態調査
	合 計 （ A ）	17, 118, 559	
支 出	3 人 件 費	4, 658, 143	令和3年度経営実態調査 賃上率
	4 用 水 費	1, 096, 718	県内市町水道料金
	5 燃 料 費	2, 910, 175	令和3年度経営実態調査 県組合の重油購入価格
	6 光 熱 費	2, 501, 354	令和3年度経営実態調査 消費者物価指数（電気代）
	7 消 耗 品 費	577, 256	令和3年度経営実態調査 消費者物価指数（総合）
	8 修 繕 費	778, 376	令和3年度経営実態調査 消費者物価指数（総合）
	9 賃 借 料	749, 349	令和3年度経営実態調査 消費者物価指数（家賃）
	10 備 品 費	73, 945	令和3年度経営実態調査 消費者物価指数（総合）
	11 保 険 料	472, 154	令和3年度経営実態調査
	12 公 租 公 課	432, 477	令和3年度経営実態調査
出	13 減 価 償 却 費	1, 984, 608	令和3年度経営実態調査
	14 支 払 利 息	350, 218	令和3年度経営実態調査
	15 会 費 ・ 交 際 費	129, 167	消費者物価指数
	16 そ の 他 諸 経 費	1, 049, 037	消費者物価指数
	合 計 （ B ）	17, 762, 977	
収支差引（A）－（B）		▲ 644, 418	
17 資 本 報 酬		139, 641	令和3年度経営実態調査
18 建 物 再 調 達 費		269, 782	令和3年度経営実態調査
過 不 足 額		▲ 1, 053, 841	
所 要 改 定 率		7. 17%	過不足額÷入浴料金収入
所要改定率に基づく料金		482. 3	

*令和4年度適正化審議会資料より抜粋

関 係 法 令 等 集

- 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（抄）
- 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（抄）
- 広島県生活衛生適正化審議会条例
- 物価統制令（抄）
- 物価統制令施行令（抄）
- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令
- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定について（抄）
- 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（抄）
- 公衆浴場の入浴料金の統制額の指定について

○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（抄）

（昭和32年6月3日法律第164号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

第5章 審議会等

第58条 都道府県は、第64条第1項の規定により厚生労働大臣の権限に属する事務の一部を都道府県知事が行うこととされたときは、当該事務に係るこの法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、生活衛生関係営業の運営の適正化に関する審議会その他の合議制の機関（以下「都道府県生活衛生適正化審議会」という。）を置くものとする。

2 厚生労働大臣は、第9条第1項、第55条若しくは第57条の12第1項の認可に関する処分、第9条第4項の基準の設定、第11条第1項（第56条及び前条において準用する場合を含む。）若しくは第57条第1項の規定による命令、第11条第1項若しくは第2項（これらを第56条及び前条において準用する場合を含む。）の規定による認可の取消し、第56条の2第1項の規定による振興指針の設定又は第56条の6第1項の規定による料金若しくは販売価格に係る勧告をしようとするときは、厚生科学審議会に諮問しなければならない。

3 前項の規定は、都道府県知事が第64条第1項の規定により行うこととされた前項に規定する処分をしようとする場合に準用する。この場合において、同項中「厚生科学審議会」とあるのは、「都道府県生活衛生適正化審議会」と読み替えるものとする。

4 都道府県生活衛生適正化審議会は、関係各行政機関及び厚生科学審議会に、この法律の施行に関する事項について建議することができる。

第59条 前条に定めるもののほか、都道府県生活衛生適正化審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令(抄)

(昭和32年8月31日政令第279号)

(都道府県生活衛生適正化審議会)

第7条 法第59条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第58条第2項に規定する都道府県生活衛生適正化審議会(次号において「都道府県生活衛生適正化審議会」という。)の構成員は、都道府県知事が次のイからハまでに掲げる者のうちから任命するものとする。

イ 学識経験のある者

ロ 生活衛生関係営業者の意見を代表する者

ハ 利用者又は消費者の意見を代表する者

二 都道府県生活衛生適正化審議会の構成員のうち、前号ロ及びハに掲げる者のうちから任命される構成員の数は、同数でなければならないものとする。

(都道府県が処理する事務)

第9条 法第9条第1項、第11条及び第12条(これらを法第14条の10第3項において準用する場合を含む。)、第14条の2第1項及び第3項、第14条の10第1項、第14条の12(法第52条の10第1項において準用する場合を含む。)、第24条第1項並びに第28条第3項及び第5項(これらを法第52条の10第1項において準用する場合を含む。)、第42条(法第38条第5項、第49条第6項、第52条及び第52条の10第1項において準用する場合を含む。)、第50条第2項、第52条の2及び第52条の3(これらを法第52条の10第1項において準用する場合を含む。)、第52条の4第1項、第52条の7第3項、第56条の3第1項及び第4項、第56条の6第1項並びに第60条第1項、第4項及び第5項並びに第6条に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。ただし、法第9条第1項、第11条及び第12条(これらを法第14条の10第3項において準用する場合を含む。)、第14条の10第1項、第14条の12並びに第56条の6第1項に規定する厚生労働大臣の権限で別表第7号及び第8号に掲げる業種に係るもの、法第52条の2及び第52条の3に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会に係るもの並びに法第60条第1項に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会及び全国生活衛生営業指導センターに係るものを除く。

2 前項の場合においては、法第9条第3項及び第5項(法第14条の10第3項において準用する場合を含む。)、第13条第1項から第3項まで(これらを法第14条の10第3項において準用する場合を含む。)、第14条の10第2項、第24条第2項(法第52条の10第1項において準用する場合を含む。))並びに第56条の6第2項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとし、法第56条の3第5項の規定は、適用しない。

3 第1項本文の場合においては、法の規定中同項本文に規定する事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

- 4 都道府県知事は、第1項本文の規定に基づき、法第56条の3第1項の規定により振興計画の認定をしたとき、第6条第1項の規定により振興計画の変更の認定をしたとき、又は同条第2項の規定により振興計画の認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、厚生労働大臣に報告するものとする。

○広島県生活衛生適正化審議会条例

(平成12年3月27日条例第8号)

(趣旨)

第1条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第58条第1項の規定に基づき広島県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)を置き、審議会の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 生活衛生関係営業者の意見を代表する者
- 三 利用者又は消費者の意見を代表する者

3 前項第2号及び第3号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令(昭和32年政令第279号)第7条第2項の規定により同数とする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、会長が欠けたとき又は会長がやむを得ない理由によりその職務を行うことができないときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終わったときは、退任するものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、その所掌する事務について、部会を設けることができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 審議会の部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 4 審議会は、その決議により、部会の議決をもって審議会の決定とすることができる。
- 5 第4条第2項及び第3項並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定は、部会について準用する。この場合において、第4条第2項及び第3項並びに第6条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第1項、第3項及び第4項中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月21日条例第41号）

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

(広島県環境衛生適正化審議会条例の一部を改正する条例の効力)

2 この条例及び広島県環境衛生適正化審議会条例の一部を改正する条例（平成12年広島県条例第46号。以下「第46号条例」という。）による広島県環境衛生適正化審議会条例の改正については、同条例は、この条例によってまず改正され、次いで第46号条例によって改正されるものとする。

附 則（平成12年12月21日条例第46号）

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に広島県環境衛生適正化審議会の委員である者は、この条例の施行の日この条例による改正後の広島県生活衛生適正化審議会条例第1条の規定に基づき設置された広島県生活衛生適正化審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任期は、同条例第3条第1項の規定にかかわらず、その者の広島県環境衛生適正化審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成20年3月25日条例第6号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○物価統制令（抄）

（昭和21年3月3日勅令第118号）

第4条 主務大臣物価ガ著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第7条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

○物価統制令施行令（抄）

（昭和27年7月31日政令第319号）

（都道府県が処理する事務等）

第11条 次に掲げる主務大臣の職権に属する事務は、主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めた価格等については、都道府県知事が行う。

一 令第3条第1項但書の規定による許可

二 令第8条ノ2但書の規定による別段の定及び許可

2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

3 第1項の場合においては、令及びこの政令中同項に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

4 第1項各号に掲げる主務大臣の職権及び令第4条の規定による指定は、主務大臣において地方行政機関の長が処分する旨を定めた価格等については、地方行政機関の長が行う。

附 則

4 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）附則第4条の規定により従前の例によることとされている統制額の指定のうち、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済企画庁関係政令の整備に関する政令（平成11年政令第373号）の施行の際同令による改正前の第11条の規定に基づき主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めている価格等に係るものについては、都道府県知事が行うこととする。

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

(昭和32年9月12日厚生省令第38号)

物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条及び物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)第11条の規定に基き、並びに物価統制令を実施するため、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令を次のように定める。

(公衆浴場入浴料金)

第1条 公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

2 前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。

- 一 12才以上の者についての入浴料金
- 二 6才以上12才未満の者一人についての入浴料金
- 三 6才未満の者一人についての入浴料金

(都道府県知事による統制額の指定)

第2条 都道府県知事は、物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)附則第4項の規定に基づき、前条第1項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

(昭和30年3月厚生省告示第58号の廃止)

第3条 昭和30年3月厚生省告示第58号〔公衆浴場入浴料金指定〕は、廃止する。

附 則

この省令は、昭和32年10月1日から施行する。

附 則(昭和50年5月9日厚生省令第21号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月30日厚生省令第57号)抄 (施行期日)

第1条 この省令は、平成12年4月1日から施行する。

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定について（抄）

（昭和３８年８月１２日環発第３３５号）

（各都道府県知事あて厚生省環境衛生局長通達）

標記については、昭和３８年８月９日厚生省発環第１１３号厚生事務次官依命通達により指示したところであるが、公衆浴場入浴料金の最高統制額を改定しようとする場合には、左記の諸点に留意のうえ、これが実施に遺憾なきを期されたい。（以下略）

記

- 1 公衆浴場入浴料金最高統制額を改定しようとする場合は、おおむね別紙（１）「公衆浴場経営実態調査要綱」に準拠して、経営の実態調査を行うこと。
- 2 公衆浴場入浴料金最高統制額を決定する場合は、おおむね別紙（２）「公衆浴場入浴料金諮問機関設置要領」に準拠して協議会等を設置し、あらかじめ、十分にその意見を聞き、最高統制額の適正を期すること。

別紙（１）

公衆浴場経営実態調査要綱

- 1 この調査は、公衆浴場経営の実態を把握することにより適正な入浴料金統制額の指定を行う場合の基礎とすること。
- 2 調査の方法は、実地調査及び関係者からの聞き取り調査によること。
- 3 支出についての調査項目は、おおむね別表に記載の事項とし、収入についての調査は、入浴者数の実測調査によるものとする。
- 4 調査の客体数は、都道府県における最高統制額によっている浴場のおおむね２割以上とし、できる限り平均的な規模の施設を抽出するよう努めること。
- 5 調査の時期は、都道府県の実情によるが、年間を通じた平均的な営業実態を把握しうるように必要な考慮を払うこと。

別表 略

別紙（２）

公衆浴場入浴料金諮問機関設置要領

- 1 都道府県知事が入浴料金の改定について意見を聞くためのものとし、その名称及び設置の手続きは都道府県の実情に応じて定めるものとする。
- 2 委員は１２名程度とし、その構成は次のとおりとする。
 - （１）関係吏員（衛生及び経済主管部関係吏員）
 - （２）有識者（経営、保健衛生の専門家等）
 - （３）住民代表（例えば、民生委員、社会教育委員、婦人団体代表等であって、公衆浴場を利用している者又は公衆浴場の実情を十分承知している者）
 - （４）業者代表（公衆浴場を経営している者）

○ 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（抄）

（昭和 56 年 6 月 9 日法律第 68 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるよう努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律で「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 4 条の規定に基づき入浴料金が定められるものをいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。

（活用についての配慮等）

第 4 条 国及び地方公共団体は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

2 公衆浴場を経営する者は、前項の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

（貸付けについての配慮）

第 5 条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、その業務を行うに当たって、公衆浴場を経営する者に対し、その公衆浴場の施設又は設備の設置又は整備に要する資金を貸し付ける場合には、通常の場合よりも有利な条件で貸し付けるように努めるものとする。

2 前項の通常の場合よりも有利な条件を定めるに当たっては、この法律の施行の際現に定められている条件及びその後の通常の場合の推移等を勘案して、有利なものになるように配慮するものとする。

（助成等についての配慮）

第 6 条 国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。（中略）

附 則（平成 19 年 5 月 25 日法律第 58 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 20 年 10 月 1 日施行する。（以下略）

○公衆浴場の入浴料金の統制額の指定について

(昭和四十八年十一月一四日)

(環衛第二二三号)

(各都道府県公衆浴場主管部(局)長あて厚生省環境衛生局環境衛生課長通知)

標記については、昭和四十八年十一月十四日環衛第二二三号をもつて環境衛生局長より貴都道府県知事あて通知したところであるが、今回の公衆浴場経営実態調査要綱の改正内容及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定(以下単に「指定」という。)に関して留意すべき主な事項は、左記のとおりであるので、これが円滑な実施に格段の配慮をお願いする。

おつて、前記環境衛生局長通知及びこの通知に則して、公衆浴場入浴料金の統制額の最初の改定を行つた場合には、その算定に関する諸資料を付して当課あて報告されたい。

記

第一 公衆浴場経営実態調査要綱の改正内容

今回の改正は、公衆浴場経営の実態の変化等にかんがみ、支出調査項目を次のように拡大するとともに、所要の整理をしたものであること。

- 1 人件費の項目に事業主の人件費も含めること。
- 2 資本報酬及び支払利子を支出調査項目とすること。
- 3 公租公課の項目には、公衆浴場経営にかかるすべての公租公課を含めること。
- 4 建物再調達費を支出調査項目とすること。

第二 指定に関して留意すべき事項

1 公衆浴場経営実態調査の対象公衆浴場

指定の基礎として行われる公衆浴場経営実態調査の対象とする公衆浴場の規模の基準については、公衆浴場の確保がとくに必要である等特別な事情がある場合には、平均的な水準を若干下回る水準としても差し支えないこと。

2 資本報酬等の算定

指定の際見込む資本報酬については、他の公益事業等との均衡等から自己資本の一〇%程度として算定することが適当であること。また、支払利子は、施設設備資金等直接公衆浴場経営にかかる借入金の支払利子にかぎり、実態を基礎にして算定すること。

3 営業費用の算定

- (1) 指定の際見込む営業費用の項目は、おおむね(3)に掲げるとおりであり、その算定にあつては、各項目ごとに、当該算定対象期間内において予測される物価及び人件費水準並びに公衆浴場入浴者数等の社会的経済的要因の変動を考慮して行うこと。

この場合、算定対象期間は、原則として一年間とすることが適当であること。

- (2) 用水費、燃料費等営業費用の中で標準化が可能なものについては、実態との調整に配慮しつつ、できるだけ標準化して算定すること。

- (3) 営業費用の算定にあたり留意すべき事項はおおむね次のとおりであること。

ア 人件費

(ア) 人件費には、事業主の給与相当額(法人経営の場合は、従業員を兼務する役員で当該法人を代表する者の給与を含む。)及び従業員(家族専従者を含む。)の給与のほか、臨時の非常勤従業員の給与、従業員の退職給与金等を含むこと。

(イ) 人件費の算定に必要となる従業員数(事業主を含む。)については、昭和四十六年の厚生省の浴場業実態調査結果によつて標準化すれば次の表のとおりであること。ただし、この標準人員数と実態人員数との間に著しい開差がある場合には、さしあたり実態人員数を用いることはやむを得ないこと。

一日当たり入浴者数	標準人員	一日当たり入浴者数	標準人員
一〇〇人未満	二・〇〇人	三〇〇人以上三五〇人未満	三・九七人
一〇〇人以上一五〇人未満	二・二二	三五〇〃 四〇〇〃	四・四〇
一五〇〃 二〇〇〃	二・六六	四〇〇〃 四五〇〃	四・八四
二〇〇〃 二五〇〃	三・〇九	四五〇〃	五・〇六
二五〇〃 三〇〇〃	三・五三		

(ウ) 人件費の算定に必要となる人件費水準については、単に従前の公衆浴場従業者の人件費の推移のみならず、類似の職種における水準との格差の縮小に努めるよう配慮すること。なお、この際参考となるものには、当該地域の一般中小企業における人件費水準、毎月勤労統計、春期賃上げ状況等があること。

イ 用水費

上水道使用料及び下水道使用料とすること。

ウ 燃料費

重油その他の燃料(営業用自動車、湯屋暖房等に必要な燃料を含む。)の購入費とすること。

エ 光熱費

電気使用料とすること。

オ 消耗品費

燃料費及び修繕費に含まれない消耗品(原材料及び清掃、照明等の業務用消耗器材料器具を含む。)の購入費とすること。

カ 修繕費

公衆浴場業に供する施設(土地、建物等)及び設備を通常の状態において保守し、維持するために必要な修繕料とすること。したがつて、修繕のための原材料購入費を含み、資産の帳簿価額の増加の原因となるような大修繕のための費用は除かれること。

キ 賃借料

公衆浴場業に必要な借地料、借家料等とすること。

ク 備品費

公衆浴場業の用に供する施設に付帯する設備備品及び営業用自動車以外の什器備品の購入費とすること。

ケ 保険料等

公衆浴場業の用に供する施設の火災保険料等とすること。

コ 旅費及び交通費

公的機関に対する業務連絡、関係団体の行う会合への出席等に必要な旅費及び交通費とすること。

サ 会費及び交際費

公衆浴場業の関係団体会費その他公衆浴場の経営のために直接必要と認められる交際費とすること。

シ 減価償却費

公衆浴場業の用に供する事業用固定資産であって当該算定対象期間を通じて保有し、又は当該期間中に増加すると予測されるものの取得価額又は帳簿価額について行う減価償却費とすること。この場合、減価償却は、定額法により行うものとし、減価償却資産の残存価格及び耐用年数は税法関係法令に定めるところによること。

ス 公租公課

公衆浴場経営にかかるすべての公租公課とすること。したがって、事業主の給与相当額にかかる所得税、都道府県民税及び市町村民税は除かれるものであること。

セ その他の諸経費

以上の営業費用以外の公衆浴場経営に必要な事務及び業務のための経費(広告料、保管料等)とすること。

4 建物再調達費の算定

指定の際見込む建物再調達費は、当面、貸借対照表の資産の部に計上される前期末における建物(その従物を含む。)の帳簿価格の五%程度として算定することが適当であること。